

固定資産税の負担が重い…と感じている方へ
固定資産の評価の見直しをしませんか？

こんなケースに心当たりはありませんか？

もしかすると、**固定資産税を減額**できるかもしれません！

同じ敷地内又は隣接する敷地で、アパートと駐車場の経営をしている。

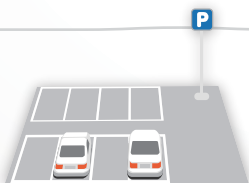
当初は店舗又は事務所として建てた建物を、現在は居住用として使っている。

土地の地積を実際に測ってみたら、登記簿の地積より小さかった。

土地の一部が崖や山林、畑である。

土地の一部が道路になっている。

などなど…



この他にも気になるケースがあるようでしたら…

ご相談は**無料**ですので、お気軽にお問合せください。

※固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合、固定資産評価審査会に審査の申出ができます。

相鉄ホールディングス株式会社
相鉄土地活用サービスセンター

〒241-0835 横浜市旭区柏町47-1 相鉄南万騎が原第2ビル1階

とちかつよう

TEL **0120-010-724**

(通話料無料)

(営業時間：午前10時～午後5時／定休日：土日祝日)

<http://www.sotetsu010724.com/>

